

2010年8月市議会 意見書（案）

- [意見書（案）第27号](#) 国の責任で米の需給と価格を安定させることを求める意見書
- [意見書（案）第28号](#) 猛暑による熱中症対策の強化を求める意見書
- [意見書（案）第29号](#) 沖縄での新基地建設と全国へ米海兵隊訓練移転を進める「日米合意」の撤回を求める意見書
- [意見書（案）第30号](#) 国会議員の比例定数削減に反対する意見書
- [意見書（案）第31号](#) 21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書
- [意見書（案）第32号](#) 郵政民営化のさらなる推進を求める意見書
- [意見書（案）第33号](#) B型肝炎訴訟の早期全面解決を求める意見書

国の責任で米の需給と価格を安定させることを求める意見書（案）

【共産党提案】

猛暑が続く中、今年も収穫期に入り、新米が流通する季節となった。

しかし、生産者米価は近年暴落を続け、多くの農家が労賃分も出ない状況で、全国で耕作放棄が広がる要因になっている。政府の調査でも、米 60 kg 当たりの生産費は 1 万 6497 円（2008 年産全国平均）で、今年 6 月の平均価格は 1 万 4120 円と 2,300 円も下回っている。出荷が始まった高知県などでの農家への仮渡し金は 1 万円と報じられるなど、米価暴落はとどまる気配がない。

米価が暴落を続ける原因は、1995 年以来価格政策が廃止されたうえ、需給計画の狂いによる在庫量の増大に、大手量販店を主力にした買ったたきと米の安売り競争、政府が備蓄米を安値放出したことなどが重なっており、輸入米（ミニマムアクセス米）による圧力も重要な要因となっている。

米価暴落は米作農家を困難に追い込むだけでなく地域経済にも大きな打撃を与えている。雇用破壊と低賃金のもとで安い食料品が求められ、米とともにさまざまな農産物の買ったたきや安売り競争が横行し、農家や中小業者には必要な経費を下回る価格が押しつけられるという悪循環が起こっている。

政府が導入した戸別所得補償も、生産者米価が生産費を下回る事態が常態化し、現在の米価では生産を維持できないことを前提としている政策である。米価と生産費の差額を面積で換算して支払う補償額も 10 a 当たり 1 万 5000 円と十分とはいえない。しかも政府は戸別所得補償があるから価格対策は必要ないとしているが、備蓄制度を活用して政府が過剰分を買い入れて暴落を防ぐべきである。

米の生産は政府が需給計画と生産量の目安を示し、その範囲で生産した農家が戸別所得補償の対象になるが、豊凶などによる収量の変動は避けられず、消費量も経済情勢や他の食品の価格との関係でも変動する。安定した生産を続けるためにも価格の下支えは不可欠である。

よって国及び政府においては、米をはじめ農産物の生産者価格を安定させ、日本農業の再生のためにも以下の対策を緊急に行うことを強く求める。

記

1. 国の責任で、過剰米 40 万 t 規模で緊急に買い入れを行い、米価を安定させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

猛暑による熱中症対策の強化を求める意見書（案）

【共産党提案】

今年梅雨明け以降、連日最高気温が 30℃以上の真夏日が続き、35℃以上の猛暑日も連続し、熱中症での救急搬送・死亡事例が多数発生するなど重大な事態を引き起こしており、熱中症予防対策に取り組む自治体も増えている。

しかしクーラーを取り付けることができなかつたり、クーラーがあっても電気代がかさむなどの理由で利用しないという高齢者も多い。国立環境研究所が、65 歳以上では、1 日の最高気温が 35℃以上になると、発症、死亡例が急増すると報告している。地球温暖化が進む中、都市化によるヒートアイランド現象も広がっており、熱中症対策は緊急の課題となっている。

今年のような猛暑は今後も予想されることであり、被害を最小限に食い止め、国民の健康と命を守るために、熱中症対策のさらなる強化を図る必要がある。

よって国及び政府においては、以下の点について取り組みを強めるよう強く要望する。

記

1. 自治体や関係団体と連携をとり、独居の在宅高齢者や障害者に対して、啓発や支援、安否確認・見守り・緊急避難など、財政支援も含めて必要な手だてを講じること。
2. 低所得者へのクーラーの設置・修理費用や電気代の補助制度を実施すること。生活保護世帯に一時扶助でクーラーの設置・修理費用を支給するとともに、「夏期加算」を設けること。
3. 電力会社に料金滞納世帯への柔軟な対応を徹底するとともに、低所得世帯への減免制度を実施するよう要請すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

沖縄での新基地建設と全国へ米海兵隊訓練移転を進める「日米合意」の撤回を求める意見書（案）

【共産党提案】

政府は5月28日、米政府との間で合意した日米安全保障協議委員会「共同発表」（以下「日米合意」）に基づき、沖縄県名護市辺野古周辺への米軍普天間基地代替施設の建設や全国の自衛隊施設等への米海兵隊訓練の移転を進めようとしている。

しかし、この「日米合意」は、沖縄県民の同意を全く得ていないものである。

沖縄県内での世論調査の結果では、38%が普天間基地の「無条件撤去」を、また37%が「国外移設」を求めている。すなわち県民の75%が普天間基地の日本からの撤去を求めているのである。

沖縄県議会も7月9日、「県内移設反対」という県民の総意を全く無視するもので、しかも県民の意見を全く聞かず頭越しに行なわれたものであり、民主主義を踏みにじる暴挙として、また沖縄県民を愚弄するものとして到底許されるものではないと、その「見直し」を求める意見書を全会一致で採択した。

このような自治体と住民の意思を無視し、地方自治と民主主義に反した「日米合意」は直ちに撤回し、米軍普天間基地の辺野古への移設・新基地建設をやめ、無条件撤去を行うべきである。

そもそも普天間基地は、米軍占領下で国際法に違反して県民の土地を強奪してつくられた基地であり、無条件に返還するのが当然である。

また、米海兵隊は日本の防衛を任務としているものではなく、現在もイラク、アフガニスタン戦争に出撃している海外侵攻のための部隊であり、その「移設先」を日本が提供する必要は全くない。

米海兵隊の訓練を、滋賀県の饗庭野を含め全国の自衛隊施設に移転し、そのために自衛隊基地の「日米共同使用」化を拡大することは、海外侵攻のための米海兵隊の訓練基地を全国に拡大することであり、「米軍・自衛隊の一体化」をさらに進めようとする危険な企てである。

このような「訓練の移転・分散」が、「沖縄の負担軽減」にならず、沖縄でも全国でも訓練による被害拡大を招くことになり、嘉手納基地等の米軍機の自衛隊基地への訓練移転後も、嘉手納基地での訓練や騒音被害が激増していることに示されている。

よって国及び政府においては、基地と訓練地の「たらい回し」や日米軍事体制の強化ではなく、日本国憲法第9条を生かして、核兵器廃絶や軍縮の先頭に立ち、アジアと世界の平和を実現すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国会議員の比例定数削減に反対する意見書（案）

【共産党提案】

参院選の結果を受けて始まった臨時国会の冒頭、記者会見した菅 直人首相が、衆院の定数を 80 議席、参院の定数を 40 議席削減する方針について、8 月中に民主党内の意見を取りまとめ、12 月までには与野党で合意を図ってもらいたいと、党幹部に指示したことを明らかにした。

民主党の削減案は比例定数に的を絞ったものであるが、比例代表制度は衆院の選挙制度に小選挙区制が導入された際、議席に結びつかない「死に票」が多くなることを配慮して採用されたものであり、このまま比例定数の削減が行われるならば、広い民意の反映がますます困難になることは明らかである。衆院比例定数を 80 議席削れば第 1 党の民主党が 4 割台の得票で 3 分の 2 を超す議席を独占することになり、得票の少ない政党は議席をなくすなど、公正な国会運営が損なわれる恐れがある。

定数削減は、国の厳しい財政と国民生活に対して、議員自ら痛みを分かち合うとして議論されているものである。そうであるなら、定数削減ではなく年間 320 億円もの政党助成金を削減・廃止することが検討されるべきである。

また、選挙制度の問題では「政治改革」として行われた現在の選挙制度を検証する時期にきており、(1)選挙制度のあり方(2)一票の格差(3)政党助成金撤廃と企業・団体献金禁止(4)高すぎる供託金(5)選挙活動の自由などの問題を国民的に議論すべきである。

よって国及び政府においては、国会議員の比例定数削減を中止し、国民の声が正当に反映する選挙制度への見直しを行うよう求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

21 世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書（案）

【公明提案】

わが国の景気の現状は、依然として低成長にとどまっており、雇用情勢も新卒未就職者が数多く出るほど厳しい状況が続いている。

特に地方経済は深刻で、中小・零細企業は、デフレの影響や公共投資の大幅削減の影響で長引く不況にあえいでいる。

したがって、政府は当面の景気回復のための経済対策を打つべきであり、特に地方経済の振興は国の景気対策として欠かせない。そのためには、政府が地方振興策及び地方の雇用拡充を重要な施策として取り組み、必要な公共投資を積極的に行うことで、景気対策を進めるべきである。

公共施設の耐震化や、近年多発している「ゲリラ豪雨」などの災害対策は、必要な公共事業として潜在的需要が高い。このように、必要な公共投資は着実に推進すべきであり、地方経済が活性化する効果も大いに見込める。

よって国及び政府においては、地方の雇用拡充と内需振興を図る景気対策のために、真に必要とされる下記の公共投資について、予算確保と執行を強く求める。

記

1. 学校など公共施設の耐震化に積極的に取り組み、雇用の拡充と地方経済の活性化を図ること。
2. 太陽光発電の設置や、介護施設の拡充といった 21 世紀型の公共投資を着実に促進し、内需の振興を図ること。
3. 老朽化した施設（橋梁、トンネル、上下水道管など）の計画的な更新・大規模修繕を積極的に推進し、地域生活の安全と地方振興に取り組むこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

郵政民営化のさらなる推進を求める意見書（案）

【公明提案】

2005年衆院選の民意を踏まえ、郵政民営化が進められてきた。しかし、現政権において、その民営化自体を否定するような郵政改革法案が先の通常国会に提出された。結果的には廃案になったが、衆院審議では与党がわずか1日、約6時間で採決を強行した。この法案は日本郵政への政府関与を残したまま、金融事業の自由度を広げるものであり、法案成立後、郵便貯金の預け入れ限度額と、簡易生命保険の加入限度額は約2倍に引き上げられることとしている。成立・施行した場合には、政府の後ろ盾がある郵便貯金へ民間金融機関から預金が流出し、金融機関の貸し出し余力は減少、中小企業融資が停滞する恐れがあり、民業圧迫、中小企業いじめにつながりかねない。

また、この郵政改革法案は、日本郵政を事実上の国有化へ逆行させ、「官製金融」の温存、形を変えた「財政投融资」の復活、安易な国債の購入などにつながる恐れがあり、その結果、国民負担増を招くことが危惧される。

よって国及び政府においては、「郵政民営化」の流れを止めることなく、郵政関連事業の民営化による経営状況などを踏まえたユニバーサルサービスの確保や利便性の向上などを図るとともに、民営化のさらなる推進を図るよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

B型肝炎訴訟の早期全面解決を求める意見書（案）

【共産党、湖誠、市民ネ、公明、清正、大志提案】

B型肝炎訴訟は、B型肝炎ウイルスに感染した原因が、国の法律により実施した集団予防接種において注射器の針や筒を連続使用したことにあるとして、国の責任を問うとともに被害の救済を求めた裁判である。

平成18年6月、最高裁判所は、B型肝炎ウイルスに感染した5人の原告全員について、国の責任を認めたところであり、また、全国に120万人から140万人いると推定されるB型肝炎患者及び感染者の多くについて、過去に繰り返し行われた集団予防接種にその原因があると指摘している。

現在、全国10の地方裁判所において、B型肝炎ウイルス感染被害救済と肝炎ウイルス感染者を対象とした恒久的対策を求める訴訟が係属中であり、既に本年3月には、札幌及び福岡地方裁判所、4月には大阪地方裁判所において和解勧告が出されており、最近では、9月1日、札幌地方裁判所で第3回和解協議が行われたところである。

しかし、国は和解協議に応じながらも、B型肝炎を発症していない無症候性のウイルス感染者については一時金賠償の支払対象外としており、被害者全員の救済に向けて積極的な姿勢を示していない。国は、無症候性ウイルス感染者についても健康被害として認めるとともに、定期的な検査、さらには精神面のケアを含む支援体制の整備を進めるべきである。

よって国及び政府においては、被害者全員に対しての救済に向け、B型肝炎訴訟の早期全面解決に取り組まれるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。